

工事着手に向けた今後の進め方

1. 工事計画の検討状況

- 全27用水ブロックにおいて、昨年10月から本年3月にかけて用水ブロック分会を3～5回開催し技術的な検討を重ね、工事計画の素案を取りまとめ。
- 工事計画案の確定に当たっては、関係権利者説明会を2回程度行う予定。
- 六郷4（井土）用水ブロックにおいては、既に2度説明会を開催し工事計画案を確定。
- また、七郷3-2（南方・藤田）、七郷5-1（笹屋敷・神屋敷）、七郷5-2（笹屋敷・荒浜）、七郷6（藤田・笹屋敷）、六郷1（沖野・上飯田・下飯田）、六郷2（三本塚）の6用水ブロックにおいては、説明会を1度開催済み。

2. 当面の作業

- 5月8日時点の同意率は、3条資格者で90.9%（1,626人／1,789人）（未同意者163人）、土地持ち非農家で89.2%（529人／593人）（未同意者64人）。
- しかしながら、227人が未同意のままでは、工事及び換地計画への影響が大きく、効率的な工事を行うことは困難。
- したがって、用水ブロック毎に換地・評価・工事委員会を開催し、以下を実施。
 - ・未同意者の事業に対する意向を明確にし、最終的な扱いを判断。
 - ・判断に当たっては、関係者による未同意者に対する説得が重要。
 - ・なお、未同意者からの同意が困難と判断した場合には、当該農地の営農を確保するため工事計画素案の見直しが必要。

3. 今後の進め方

- 工事着手に向け、以下の手順で作業を実施。（別添1参照）

項目		手順	該当ブロック
工事計画	素案 ↓ 案 確定	① 工事計画素案の精査・検討	20ブロック
		② 第1回工事計画権利者説明	
		③ 工事計画素案の再精査	6ブロック（七郷3-2他）
		④ 第2回工事計画権利者説明	
		⑤ 詳細設計	
換地計画	案 ↓ 確定	⑥ 換地計画原案の作成	1ブロック（六郷4）
		⑦ 換地計画原案を決定	
		⑧ 換地計画原案説明	
		⑨ 説明会欠席者への個別説明	
		⑩ 異議調整	
		⑪ 換地計画原案を確定	
工事実施		⑫ 工事着手	

注1) ①～④、⑥、⑧～⑩は、用水ブロック毎に換地・評価・工事委員会（用水ブロック委員会）を開催

注2) ⑦、⑩、⑪は、換地工区毎に換地・評価・工事委員会（全体委員会）を開催

注3) ④の工事計画権利者説明会は、権利者の合意が得られるまで実施

